

## 1 規約について

### 1-1 本規約の目的

この規約は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）が商標・意匠登録する等知的財産権を有する協会IP（公式ロゴマーク、公式キャラクター、デザインシステム、キャラクター愛称（ミヤクミヤク／MYAKU-MYAKU）等。）について、この規約第2項の対象者が使用権の許諾を受ける際の申請手続、協会における審査基準、対象者の使用条件、使用方法等を定めています。

## 2 対象者

### 2-1 本規約における協会IP使用対象者

協会IPの使用権許諾を受けることができる者は、以下に掲げるものとします（以下、総称して「関係団体」といいます。）。

- (1)当協会理事団体（但し、理事、理事団体加盟企業は除く）
- (2)理事団体の特定出資法人
- (3)国（省庁）
- (4)独立行政法人
- (5)地方公共団体
- (6)全国商工会議所
- (7)全国中小企業団体中央会
- (8)その他協会が認める団体及びイベント等（各地の経済団体連合会、公営競技協賛レース等）

## 3 協会IPの使用に関する前提条件

### 3-1 前提条件

関係団体は、大阪・関西万博が掲げるテーマを踏まえ、協会IPの使用を通じて大阪・関西万博の認知拡大、期待感醸成、ブランド価値向上へ貢献するよう、努めなければなりません。機運醸成に資することを前提とし、公式ライセンス商品の販売／ビジネス市場、また大阪・関西万博のブランド価値に影響を及ぼさない範囲で、物品の製造、イベント等における配布等を行ってください。

## 4 使用範囲

### 4-1

協会IPを使用できる範囲は、「協会IP使用区分」の通りとします（以下、協会IPを使用して製造・提供される景品、頒布品、広告、自社用品を総称して「ライセンス品」といいます。）。

#### ◆協会IP使用区分

使用区分	定義
景品※	商品やサービスの購入者への特典として配布・提供されるもの
頒布品	無償で配布するもので、商品やサービスの購入者への特典として配布されるものを除いたもの
広告	広告物および販促物への使用（ホームページやSNS等での使用を含む）
自社使用品	自社内で使用されるもの

※景品へは基本的に無償で使用できますが、製造物により集客や収入を促す場合においては、ライセンス料が発生します。

## 5 使用申請手続

### 5-1 申請手続について

・ 協会IPの使用申請手続は下記の手順で進めることとします。協会は、使用申請手続に要する費用を一切負担しません。

#### ① 申請書提出

・ 関係団体は、はじめに該当する使用区分ごとの「申請書」を協会の受付窓口へお送りください。

- ・ 協会は申請書の内容を確認後、協会IPのデータを送付します。なお、協会は提出された申請書類を関係団体に返却しません。
- ② デザイン審査
  - ・ 関係団体は、関係団体用ガイドラインに基づいて協会IPが使用されるライセンス品のデザインを作成し、デザイン案を協会へ提出します。
  - ・ 協会は、必要な場合には、協会IPの表示を関係団体用ガイドラインに適合するように修正を依頼することができ、関係団体は修正したデザイン案を協会に提出しなければなりません。
  - ・ 協会は、協会IPの表示が関係団体用ガイドラインに適合していることを確認した際には、関係団体に承認の通知を行い、協会IPの使用権（以下、「ライセンス使用権」といいます。）を許諾します。
  - ・ 関係団体は、協会からライセンス使用権の許諾を受けた時点から協会IPを使用することができます。
  - ・ 協会は、必要に応じて関係団体へ試作品の提出を求めることができます。
  - ・ 関係団体は、協会から試作品の提出を求められた際はデザイン案に基づき作成した試作品を協会へ提出します。
  - ・ 協会は、関係団体へ試作品の提出を求めた場合は、提出された試作品がデザイン案に基づいて作成されているか否かについて審査し、それらを満たしているときライセンス使用権を許諾します。
  - ・ 協会は、必要な場合には試作品の修正を関係団体に求めることができ、関係団体は修正した試作品を協会に再提出します。
  - ・ 協会は、原則として、提出された試作品（修正された試作品を含みます。）を関係団体に返却しません。
  - ・ 関係団体は、完成した製造物を協会へ提出します。

## 6 審査基準

### 6-1 審査基準

- ・ 協会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると協会が判断した場合には、協会 IP の使用許諾を行いません。
  - (1)大阪・関西万博の成功に資すると認められない場合
  - (2)協会IPの使用目的が明らかでない場合
  - (3)環境保護やSDGs（持続可能な開発目標）の観点から相当でないと明らかに認められる場合
  - (4)特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがある場合
  - (5)特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
  - (6)不当な利益を上げるために利用されるおそれがある場合
  - (7)ライセンス品の頒布先が明らかでない場合
  - (8)法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
  - (9)その他、協会IPの使用が不適切である場合

## 7 協会 IP 使用の諸条件

### 7-1 基本条件

- ・ 協会は、関係団体がライセンス使用権の許諾期間内に製造するライセンス品に協会IPを使用する権利を非独占的に許諾します。
- ・ 協会IPに係る商標権、意匠権、著作権その他の知的所有権は、すべて協会に帰属することとし、関係団体はこれに対して一切の異議を申し立てません。
- ・ 関係団体は、許諾された協会IPの使用権に係わる権利の全部又は一部について、これを第三者に再許諾し若しくは譲渡し又は担保に供する等一切の処分を行うことはできません。
- ・ 関係団体は、ライセンス品のすべてについて、関係団体用ガイドラインに定められた規格に従って協会 IP を使用しなければなりません。
- ・ 関係団体は、必要な場合には、協会と協議の上生産物賠償責任保険に加入しなければなりません。
- ・ 関係団体は、承認された目的のために、日本国内及び海外で、協会 IP を使用することができます。
- ・ 関係団体は、次の各号に掲げる者に対して、ライセンス品を提供してはなりません。
  - (1)ライセンス品を関係団体以外の者のための商品、景品、頒布品、広告、自社使用品として使用しようとする者
  - (2)外国においてライセンス品を販売又は提供しようとする者
- ・ 関係団体は、協会及び協会 IP のイメージ又は評判を損なうような態様でライセンス品を提供してはなりません。
- ・ 関係団体は、ライセンス品に関係する告知、催事その他広告を行うときは、事前に協会の了解を得なければなりません。
- ・ 関係団体の取引先等第三者が前項の広告を行おうとするときは、関係団体はその広告について、事前に協会の了解を得なければなりません。この場合、関係団体は協会 IP が適正に使用されるように、その取引先等第三者を指導しなければなりません。

### 7-2 法令の遵守

- ・ 関係団体は、日本国（外国においてライセンス品の製造が行われるときは、その外国又は地域を含みます。）の法令規則を遵守し、ライセンス品の製造、提供、使用、展示等を行わなければなりません。

## 8 使用料について

### 8-1 使用料

- ・ 協会IPのライセンス品への使用料は無償とします。ただし、協会IPの商品への使用は有償、景品は製造物により集客や収入を促す場合においてはライセンス料が発生します。

## 9 免責

### 9-1 損害賠償請求等への対応

- ・ 関係団体は、協会が次の各号のいずれかに起因する事由により第三者から損害賠償を求められた場合又はクレーム（製造物責任法に基づくクレームを含みます。）を受けた場合には、それらについて自らの責任において処理し解決し、協会に対して迷惑及び損害を及ぼさないようにしなければなりません。
  - (1) ライセンス品の安全性（原材料、成分表示、製造方法、品質管理、表示を含むすべてに係わる安全性をいいます。）
  - (2) ライセンス品の品質
  - (3) ライセンス品の提供、使用又は展示
- ・ 協会は、前項各号のいずれかに起因する事由又はそれらに関連して生じた事由により関係団体が被るすべての損失について、一切の責任を負いません。

## 10 ライセンス使用権の取消及びその後の措置

### 10-1 取消等

- ・ 協会は、関係団体が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、催告を要することなく、書面のより、使用権の効力を直ちに取消し、関係団体に対して協会IPの使用を禁止することを命じることができます。
  - (1) 関係団体に次に掲げる事態が発生したとき
    - (ア) 手形又は小切手が決済できなかったこと
    - (イ) 仮差押、差押、競売又は強制執行の申立を受けたこと
    - (ウ) 民事再生手続、破産、会社更正手続又は特別清算手続等の申立を受けたこと
    - (エ) その他、経営に大きな信用不安を抱えたこと
  - (2) ライセンス品が4-1の使用区分を満たさないとき
  - (3) 関係団体又はライセンス品が6-1に掲げるいずれかの場合に該当することが判明したとき
  - (4) 協会に提出した書類に虚偽の記載があったとき
  - (5) この規約の内容に違反して協会IPを使用したとき
- ・ 関係団体は、ライセンス使用権の効力を取消されたときは、債務がある場合にはその全額を直ちに協会に現金で支払わなければなりません。

### 10-2 廃棄処分

- ・ 関係団体は、10-1によりライセンス使用権の効力を取消されたときは、すみやかにライセンス品の提供、使用、展示等を停止し、ライセンス品から協会IPを除去しなければなりません。

## 11 ライセンス使用権の許諾の有効期限について

### 11-1 ライセンス使用権の有効期限

- ・ ライセンス使用権の有効期限は別途協会と協議することとします。

## 12 雑則

### 12-1 内容変更の手続

- ・ 関係団体は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、e-mailにより、速やかに、その旨を協会に連絡します。なお、ライセンス品のデザイン変更、物品の追加、数量の追加（ただし、名刺は除きます。）等は内容変更の手続ではなく、新たな申請が必要となります。

### 12-2 使用規約の変更

- ・ 協会は、この規約の一部を改正することができます。
- ・ 改正された内容は、原則として、新規の申請から適用します。
- ・ 協会は、この規約を改正したときは、その内容を関係団体に通知します。

### 12-3 書類の提出先

- ・ この規約に定める申請書類等の提出先は、協会の次の部署とします。

〒559-0034

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎43階

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

機運醸成局 企画部 企画・推進課 ライセンス担当  
電話：06-6625-8659  
Email：license-office@expo2025.or.jp

附則

(施行期日)

1. この規約は、令和3年4月1日から施行します。
2. 令和4年12月28日改訂規約は、同日から施行します。

申請書一式

- ・【景品・頒布品】申請書
- ・【広告】申請書
- ・【自社使用品】申請書